

東京くらしねっと

今月の話題

高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワーク ～地域でサポーター行動をしてみよう～

安全シグナル

シニア世代で多発! こんろによる着衣着火に注意

相談の窓口から

悪質な出張買取業者に注意!

TOKYO

くらしの逸品

江戸から伝わる
伝統工芸品

東京琴

18世紀に現在の原形が作られた東京琴。時代の中で胴体部分の長さや厚みに改良が施され、音量の増加、音質の明瞭化がなされました。職人の繊細な技術が叶えるその美しい音色と余韻が東京琴の魅力のひとつです。



東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内

☎03-3235-1155

受付
時間

月曜～土曜 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」駅すぐ

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン 局番なし188

東京の消費生活に関する情報サイト

東京くらしWEB

検索Q

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



高齢者の消費者被害 防止のための 見守りネットワーク

～地域でサポーター行動をしてみよう～

今月の
話題

弁護士

池本 誠司

悪質な販売業者が高齢者宅を訪問して不要なリフォーム工事や詐欺的な投資取引を次々と契約させるトラブルなど、高齢者を狙う悪質商法がますます増えています。長年社会に貢献し、平穏な余生を送っていただきたい高齢者が悪質商法に狙われ、老後の生活資金を不本意な形で奪われることは、許しがたい事態です。高齢者の消費者被害の実態を再確認し、被害防止と早期救済のために何をするができるか、考えてみましょう。



高齢者の消費者被害の 実情

東京都内の消費生活センター（消費生活センター及び消費生活相談窓口）に寄せられる消費生活相談件数合計11万8361件（平成29年度）のうち、60歳以上の高齢者が契約者であるトラブルが3万7479件（31.7%）を占めています。

トラブルの類型を見ると、最も多い相談はデジタルコンテンツの不当請求トラブルです。これは、スマートフォン急速な普及により、高齢者もインターネットの利用が容易になったためと考えられます。

潜在的なトラブルの 推計値

東京都が70歳以上の高齢者を対象に、平成29年度に実施したアンケート※によると、60歳を過ぎてから、架空請求や点検商法などの悪質商法の被害に遭った経験があるという方が5.1%、被害はないが、請求または勧誘されたことがあるという方が29.7%にも上ります。

被害に遭った経験者に、被害後の行動を質問したところ、「何もしなかった」という回答が42%に上り、「家

族や知人に相談した」が26%ありますが、「消費生活センターなどに相談した」は5.3%にとどまり、「ヘルパーなど福祉関係者に相談した」はわずか0.7%しかありませんでした。

大まかな推計ですが、消費生活センターに寄せられた高齢者のトラブル件数は、地域で発生した実際のトラブルの5%程度しかないのだとすれば、年間3万7000件の約19倍のトラブルが地域社会で発生していると推計することができます。

これほど多く発生している悪質商法被害をどのように防止し救済するかが、地域社会の重要な課題だと言えます。

消費者被害防止の 有効な対策は

それでは、どうすれば高齢者の消費者被害を防止できるでしょうか。前記アンケート調査の結果から、いくつか読み取ることが出来ます。

被害に遭ったのに「何もしなかった」と回答した方にその理由を質問したところ、「自分にも責任があると思ったから」が52.4%に上り、「相談したり、調べたりしても解決しないと思ったから」が17.5%でした。こういう方に、「それはあなたの責任

※「高齢者の消費者被害に関する調査」（平成30年3月）都内の各区市町村（島しょを除く）老人クラブ連合会の70歳以上の会員5,300人を対象としたアンケート調査

ではない、悪質商法の手口なのです」と伝え、消費生活センターに相談すると解決できる可能性があることをアドバイスできると、本人としても相談してみようかという気持ちになる可能性があります。

そして、請求または勧誘されたのに被害に至らなかった方にその理由を質問したところ、「その商法の手口を知っていたから」という回答が64.3%を占めました。つまり、被害防止の決め手は、事前に悪質商法の手口を知っていることなのです。

消費生活センターの役割は

東京都と各区市町村には消費生活センターの窓口が設置されています。消費生活センターは、資格を持つ消費生活相談員が最新の情報に基づいて、相談者にトラブル解決のアドバイスをしてくれる、消費者にとって頼りになる窓口だと言えます。

また消費生活センターは、寄せられた相談情報を活用して、消費者に向けた注意喚起の広報や出前講座など被害防止の活動も取り組んでいます。さらに、消費者庁や都道府県は、トラブルを多発させている悪質業者に対し、法に基づいて業

務停止命令等の行政処分を実施します。

消費生活センターに相談することは、相談者自身のトラブルが解決できる可能性があるだけでなく、新たな被害を防ぐ意味があるのです。

地域の連携で消費者被害防止を

東京都や区市町村の消費者行政部門では、高齢者福祉関係者に呼び掛けて、消費者被害防止に向けた高齢者見守りネットワークの構築に取り組んでいます。

高齢者福祉部門では、以前から一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の命と健康を見守るネットワークづくりに取り組んできました。消費者行政の部門では、高齢者福祉部門の見守りネットワーク関係者と連携して、消費者被害防止・救済の活動を広げることを目指しているのです。

地域包括支援センター関係者、社会福祉協議会関係者、民生委員、自治会関係者など、高齢者と接する可能性がある方々に、消費者トラブルの情報を高齢者に伝える役割と、被害の可能性に気づいたときに消費生活センターの相談につなげる役割が期待されます。

命・健康の見守りとの違い

高齢者福祉部門の見守りネットワークは、高齢者の生活上の異常に気づき、声掛けをし、必要に応じて地域包括支援センター等の機関に通報することで、関係者が連携して高齢者を見守ることに取り組んでいます。

これに対し、消費者被害防止のネットワークは、少し観点が異なります。

消費者被害は、外観からは発見できないことが多く、被害に遭った方はむしろ隠す傾向すらあります。そこで、前述のアンケート調査で明らかにになったように、消費者被害の発見・通報の前に、チラシなどで悪質商法の手口を話題にして伝えることが、第一の役割となります。高齢者と接する地域の関係者が、消費者トラブルの手口の問題を時々話すことを通じて、何か困った時にその関係者に打ち明けてみようという気持ちになる可能性が高まります。

地域のネットワークで消費者被害を防いだ好事例

実際に地域のネットワークで高齢者の被害を防いだ事例を紹介します。

ケース1

一人暮らしの高齢者Aは販売業者Xから浄水器の購入について勧誘電話を受けた。契約に関し十分な説明がなく、Aは既に設置済みの浄水器のカートリッジの話と思い了承した。Aは後日、浄水器の設置に来たXから30万円を請求された。近所に住むBが新しい浄水器に気づいたことで被害が発覚し、契約書の不交付も判明した。Bに促されたAは消費生活センターに相談し、クーリング・オフをして支払った代金の返金を受けることができた。また消費生活センターからの依頼で、地域包括支援センターが今後Aを見守ることとなった。

ケース2

食料品等の配達を行う事業者Yは、行政と連携して、配達先の高齢者やその家族等にリーフレット（行政が作成した悪質商法の手口等を紹介したもの）を用いた注意喚起を行っていた。あるとき、YがA宅に配達した直後に、悪質事業者からと思われる電話がAあてにかかってきた。AはYから手渡されたリーフレットに記載の消費生活相談窓口に電話をしたことで悪質商法であると気づくことができた。被害を未然に防ぐことができた。

あなたもサポーターの行動を

消費生活センターの職員や相談員だけで地域すべての高齢者に注意喚起情報を届けるのは到底手に余ります。また、高齢者見守り関係者に消費者被害防止の話題提供役をお願いすると言っても、高齢者福祉関係者は本業の業務だけでも多忙を極めていますので、次々と発生する悪質商法の手口を絶えず学んで、高齢者に話題提供する活動に十分な時間を割くことは難しいと思われます。

そこで、東京都や区市町村の消費生活センターでは、地域の消費者や退職者や様々な関係団体の方々に、最新の消費者トラブルを学ぶとともに、地元消費生活センターと連携して高齢者向けの啓発活動に協力してもらうなど、消費者被害防止のためのサポーター行動をしてもらうための取り組みが広がっています。

消費者問題を学ぶことで自らも被害に遭わない意義もありますが、その知識を活用して身の回り的高齢者に話題提供する役割や、消費生活センターの啓発活動に参加して協力することで、地域社会に貢献する役割を担うことが期待されます。

悪質商法の手口の学習と話題提供

だけではなく、インターネット取引の知識や広告の不当表示の知識を学んで伝える活動は、高齢者だけでなく、若年者を含む地域の消費者全般に役立つ情報だと言えます。



高齢者見守り人材向け ——出前講座について

東京都では、都内の介護事業者、福祉団体、町会・自治会などが、高齢者を見守る方々を対象とした講座を実施する場合、講師を無料で派遣しています。問い合わせ先など詳しくは、6ページ中ほどをご参照ください。



次号の今月の話題は「家事支援サービス」についてです。



シニア世代で多発！ こんろによる着衣着火に注意



着衣着火による高齢者の死亡事故が多発しています！着衣着火の原因として最も多い、こんろによる事故は、厚着をする冬場や、服装が変わる季節の変わり目に多くなる傾向があります。事故を防ぐポイントを確認し、対策をしましょう！

❗ 事故事例

- 首にスカーフを巻いたままこんろに火をつけたところ、垂れ下がったスカーフに着火し受傷した。(50代女性 中等症)
- やかんを火にかけ、お茶道具を準備するためにこんろに背を向けた際に、着衣の背部に着火し受傷した。(60代男性 中等症)
- ガステーブルの奥の窓を開けようとした際、鍋を乗せて加熱中のこんろに右のわき腹付近が接触し、着衣に着火した。着火したことに気づき濡れタオルでたたき消そうとしたが、完全に消すことはできず、家族に水をかけてもらい、やっと消えた。(70代女性 軽症)

※中等症：生命の危険はないが入院を要するもの

📍 事故を防ぐポイント

- 調理中は、マフラー・ストールなどは外し、すそや袖が広がっている服を着ている時は、炎に接しないように特に注意しましょう。
- こんろの上やこんろの奥にあるものを取る時は、火を消しましょう。
- 鍋等の底から炎がはみ出さないよう、適切な火力に調整しましょう。
- 防災品のエプロン・アームカバーを使いましょう。

参考HP ● 東京消防庁「STOP! 着衣着火」[HP](http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/bouka/data/download_stop_tyakui.pdf) http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/bouka/data/download_stop_tyakui.pdf
● 東京くらしWEB「シニア世代の身の回りの事故防止ガイド2」
[HP](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/hiyarihat/documents/senior2_report.pdf) https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/hiyarihat/documents/senior2_report.pdf

問い合わせ 東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3055

2018 東京都消費者月間事業のご案内  フェスタ東京 2018

もっと広げよう コミュニケーションの輪

～未来を拓く消費行動～ **参加費無料** **10月は東京都消費者月間です**

見て、聞いて、
話そう!

交流フェスタ

10月12日(金)・13日(土)

新宿駅西口広場イベントコーナー

●10:00～17:00

参加自由



6つの
エリア

- くらし
- 環境
- 食
- 安全対策
- 消費者被害防止
- 子供



計量感覚ゲーム、くらしとお金に関する情報、健康チェックなど



子供の事故防止、子供服の安全、スマホや携帯電話の安全な使い方など

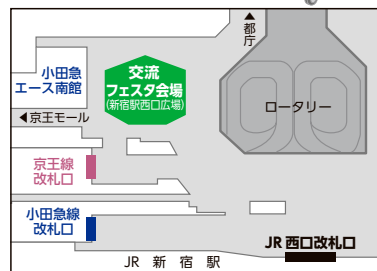
体験
コーナー



ステージ



会場案内図



メインシンポジウム

講演会とミニコンサート

11月1日(木) ●13:30～15:45

東京ウィメンズプラザホール

要申込

定員250名(都内在住・在勤・在学)

手話通訳付き

※QRコードより
お申込みが
できます。



●講演会

ロボットがあなたのくらしに やって来る?!

～家事も介護もロボットがおたすけ～

講師 **下山 勲**さん(東京大学IRT研究機構 機構長)



会場案内図



洗濯に掃除に食事の後片付け…次から次へとやることが出てくる家事…
あなたの代わりに、ロボットが家事をしてくれる、そういうくらしがもうすぐ「あたりまえ」になるかもしれません。2足歩行ロボットの研究で世界に知られる下山勲さんは、家庭で役立つホームアシスタントロボットの研究開発を進めています。少子高齢社会にマッチしたライフスタイルは何か。ロボットと一緒につくる、「近い未来」のくらしについてお聞きします。

ミニコンサート
13:30～14:00

- 高市 紀子さん(フルート)
- 諸岡 由美子さん(チェロ)

地域会場

多摩会場

一部要申込

後援：立川市、昭島市、国分寺市

多摩から発信

～くらしのホント! くらしにヒント!!

10月26日(金) ●10:00～15:00

東京都多摩消費生活センター

講演会 **「探検家 関野吉晴が語る命の原点」**

講師／関野吉晴さん(探検家・医師)

映画上映 **「カレーライスを一から作る」**

たま鍋試食、寄せ植え講習会、多摩の地場産品直売、糖度テスト、展示等

大田会場

要申込

共催：大田区

11月11日(日) ●13:30～15:30

大田区立消費者生活センター

講演会 **「地球温暖化を考える～いま私たちに何ができるのか～」**

講師／桃井 貴子さん(NPO法人気候ネットワーク東京事務所長)

八王子会場

要申込

共催：八王子市

11月30日(金) ●14:00～16:00

クリエイティブホール11階 視聴覚室(八王子市生涯学習センター)

講演会 **「これだけは知っておきたい! 老後の生活を守る知恵」**

講師／野尻 哲史さん(フィデリティ退職・投資教育研究所所長)

エコプログラム

要申込

2019年1月17日(木)

●13:30～15:30

会場／東京都消費生活総合センター
17階 教室Ⅰ・Ⅱ

講演会

**「どうしたらいい?
増え続けるプラスチックゴミ」**

講師／原田 禎夫さん
(大阪商業大学公共学部准教授)

東京のがんばる農業応援企画

共催／東京都農業経営者クラブ・
(一社)東京都農業会議



東京のがんばる農業応援バスツアー (産地見学と交流会)

11月22日(木) 小金井市 ●募集/40人 15歳以上

●応募期間/10月3日(水)～10月31日(水)

※往復はがきに住所、氏名、電話番号、年齢、応募動機を明記の上ご応募ください。 **要申込/抽選**



くらしフェスタ東京 食と農セミナー (講演会・農業者と消費者交流会)

12月4日(火) ●14:00～16:30

要申込

講演会 **「食は『科学』で考える ～その情報、ホント?!～」**

講師／松永 和紀さん(科学ジャーナリスト)

会場／中野サンプラザ 13階コスモルーム 共催／(公財)東京都農林水産振興財団



お問合せ・申込先

東京都消費者月間実行委員会事務局

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ17F 東京都消費生活総合センター内

☎03-3267-5788 (月～金)10:00～16:00

FAX 03-3267-5787

くらしフェスタ東京2018のホームページをご覧ください。

[くらしフェスタ東京2018](http://kurashifesta-tokyo.org) 検索 <http://kurashifesta-tokyo.org>

facebook [「くらしフェスタ東京」](#)で検索

Twitter アカウントは [@kurashifesa_tyjo](#) です

E-mail info@kurashifesta-tokyo.org



お・知・ら・せ・掲・示・板

高齢者悪質商法被害防止キャンペーン

～9月は関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間です～

みんなで見守り 悪質商法をノックアウト!

あなたの見守りと声かけが、高齢者の被害防止につながります。
高齢者のみなさん、少しでも不安に思ったら、まず身近な人に相談しましょう。
キャンペーン期間中には、都内各施設でのポスターの掲示、リーフレットの配布、
交通機関の車内広告など啓発活動や特別相談を実施します。

ひとりで悩まず、まず相談! 周囲の見守りが大切です。

こんな
手口にも
注意!

- 電話勧誘……断っても、しつこく勧誘し続ける手口にご注意!
- 通信販売トラブル……「お試し」のはずが、定期購入だった!
- 訪問購入……「不用品買い取り」のはずが、強引に貴金属等を買収された!



電話&来所で
受付

高齢者被害特別相談を実施します 日時 9月10日(月)・11日(火)・12日(水) 9:00～17:00

- 高齢者の消費者被害のご相談は > **高齢者被害110番** ☎03-3235-3366
- ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは > **高齢消費者見守りホットライン** ☎03-3235-1334

場所 東京都消費生活総合センター 相談課 〈最寄駅〉JR飯田橋駅西口/地下鉄各線飯田橋駅B2b出口

●キャンペーン詳細は、右記のURLからご覧ください。HP https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/kourei_press.html

問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当 ☎03-3235-1157

悪質商法被害防止出前講座 ～講師を無料で派遣します～

高齢者見守り人材向け講座

- 対象 ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、配送事業者など地域の見守り役の方々
- 内容 高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応など

問い合わせ (公社)全国消費生活相談員協会

☎03-5614-0635

高齢者向け講座

- 対象 町会・自治会・老人クラブなど
- 内容 高齢者を狙う悪質商法の手口、終活(エンディングノートなど)、健康を支える食生活、くらしの中の危険(ヒヤリ・ハット)など

問い合わせ 東京都消費生活総合センター
活動推進課 協働連携事業担当

☎03-3235-4167



計量記念日行事のご案内 ～11月1日は計量記念日です!～

「都民計量のひろば」の開催

- 日時 11月1日(木) 10:30～16:00
- 場所 新宿駅西口広場イベントコーナー(新宿駅西口地下改札すぐ)
- 主催 都民計量のひろば実行委員会

「計量制度」及び「東京150年」に関するパネル展示や体脂肪・血圧などの健康測定、計量感覚ゲームなどを行います。

計量展示室の特別展示

- 日時 11月1日(木)～30日(金) 9:00～16:00 ※土曜・日曜・祝日を除く
- 場所 東京都計量検定所 2階計量展示室(地下鉄東西線南砂町駅 徒歩5分)

計量検定所が所蔵する歴史的に珍しい計量器をはじめ、計量における「東京150年」にちなみ、明治以降の計量制度の変遷をわかりやすくまとめたパネルなどを特別展示します(無料、事前申込不要)。

問い合わせ 東京都計量検定所 管理指導課 企画調整担当 ☎03-5617-6643

Tokyo 150

事前申込み
不要



はかるん

※平成30年は、江戸から東京への改称、東京府開設から150年の節目の年です。東京都では、これを記念し、東京の魅力を外内にPRする「Old meets New 東京150年」事業を展開しています。

講座案内

受講無料

- 対象は都内在住または在勤、在学（高校生以上）の方
- 応募者多数の場合は抽選 ●当日の参加申し込み不可
- 定員に満たない場合は締切日以降も受付

知ってトクする暮らしの連続講座 ～おいへの備え、今のうちから～

フェスタ東京2018
東京都消費者月間協賛事業

今年もあなたのミドルライフ・シニアライフを強力にサポートする講座を各種取り揃えました。今年の講座のポイントは「リタイア後の生活を豊かに送るために、今のうちから準備しておこう!」です。終活総論の講座を追加するなど、痒い所に手が届いたプログラムです。

番号	開催日	テーマ	講師
1	10月3日(水)	「ひとり死」時代に自分らしい最後を迎えるために ～老・病への備え～	第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 主席研究員 小谷 みどり 氏
2	10月10日(水)	終活のはじめの一歩 ～エンディングノートを書けますか?～	終活カウンセラー/セカンドライフアドバイザー 石崎 公子 氏
3	10月18日(木)	人生100年の生活設計を! ～老後資金はいくら必要?～	東京都金融広報委員会 金融広報アドバイザー 成宮 正和 氏
4	10月23日(火)	高齢期にかけての食生活と健康 ～食事の時間と生活習慣病～	首都大学東京大学院 人間健康科学研究科 教授 篠田 粧子 氏
5	10月30日(火)	悪質商法、最近の手口 出前奇席 出前講座 ～『しまった!』大丈夫、あわてないで!ワンクリック詐欺への対処法～	落語家 回路亭しん劇 氏 東京都消費者啓発員 鈴木 伸子 氏
6	11月5日(月)	家族が(若年性)認知症になったら… ～現状と介護の課題について～	新潟医療福祉大学 教授 吉田 輝美 氏
7	11月16日(金)	知って得する老後の備え! 気になる老後の財産管理と遺言、そして相続	司法書士村山澄江事務所 代表 司法書士 村山 澄江 氏
8	11月21日(水)	～成年後見制度と民事信託(いわゆる“家族信託”)の比較を通して～ 基礎編と事例編	
9	11月28日(水)	今から始める生前整理 ～物だけじゃなく、心と情報も整理しよう～	エール&ワーク 代表 生前整理アドバイザー認定指導員 徳山 弘美 氏
10	12月6日(木)	高齢者向け住まいの種類と選び方 ～生涯、安心して暮らせるために～	株式会社ニュー・ライフ・フロンティア 有料老人ホーム・介護情報館 取締役 館長 今井 紀子 氏
11	12月14日(金)	少子化と核家族化が進む“多死社会” ～誰が葬儀を担い、お墓を引き継ぐのか～	第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 主席研究員 小谷 みどり 氏

会場・時間 東京都多摩消費生活センター教室I・II 14:00～16:00 募集人数 各回 100人 申込締切 9月21日(金) 消印・受信有効

申込方法 はがき・FAX ①希望講座の番号・実施日 ②住所※ ③氏名(ふりがな) ④年代 ⑤電話番号(FAX・携帯) ⑥職業 ⑦応募の動機を明記し、下記申込先へ。応募者多数の場合は抽選。※都外在住の場合、勤務先・在学先の区市町村名を記載 例)東京都〇〇市在勤(在学)

電子申請 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitaiko/koza/info.html>

申込先・問い合わせ 東京都多摩消費生活センター ☎042-522-5119 ☎042-527-0764
〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階

実験実習講座	講座	講師	会場・日時	
			消費生活総合センター(飯田橋)	多摩消費生活センター(立川)
	快適衣料で、あなたもエコに 上手な消費者に! ～涼感、保温、吸汗速乾など、その効果は?～	地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター 多摩テクノプラザ 池田 善光 氏	10月15日(月) 13:30～16:00 ●申込締切 10月1日(月)(消印有効) ●定員 32名	10月22日(月) 13:30～16:00 ●申込締切 10月9日(火)(消印有効) ●定員 16名
	レン(ジで)チン(する)料理の化学 ～より美味しく!より便利に!より安全に!～	東京都消費生活総合センター 技術担当職員	11月15日(木) 13:30～16:00 ●申込締切 11月1日(木)(消印有効) ●定員 32名	11月8日(木) 13:30～16:00 ●申込締切 10月25日(木)(消印有効) ●定員 16名

はがき・FAX ①講座名 ②開催日 ③会場 ④住所※ ⑤氏名(ふりがな) ⑥年代 ⑦電話番号(FAX・携帯)
⑧講座への意見・要望を記入) ※④で都外在住の場合、勤務先・在学先の区市町村名を記載 例)東京都〇〇市在勤(在学)

電子申請 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitaiko/koza/info.html>

食育講座	講座	講師	会場・日時	
			多摩消費生活センター(立川)のみで開催します	
	そうだったのか! 知るほどなるほど! 食品の表示 簡単な調理実習あり	コンシューマー 技術教育研究会 澤木 佐重子 氏	①11月13日(火) ②11月14日(水) 13:30～16:00(両日とも同じ内容) ●申込締切 10月19日(金)(消印有効) ●定員 18名	

託児あり

※託児(6か月以上・就学
前の乳幼児)を希望する
場合は、必要事項に加え
乳幼児の性別と年齢(月齢)
を記入してください。

< 1講座につき、ひとり1枚の往復はがきのみ有効 >

往復はがき(往信面に①講座名 ②開催日 ③住所※ ④氏名(ふりがな) ⑤電話番号、返信面にはあて先)を記入。

※③で都外在住の場合、勤務先・在学先の区市町村名を記載 例)東京都〇〇市在勤(在学)

飯田橋会場への 申込先・問い合わせ	東京都消費生活総合センター 実験講座担当 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階	☎03-3235-1157 ☎03-3268-1505
立川会場への 申込先・問い合わせ	東京都多摩消費生活センター 実験講座または食育講座担当 〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階	☎042-522-5119 ☎042-527-0764

相談の
窓口から

悪質な 出張買取業者に注意!



一人暮らしの高齢の母宅に、出張買取業者から、「不要な衣類や、靴、食器などはありませんか。」と電話がかかってきました。着なくなった衣類を処分したいと思った母は、不用品を買い取ってもらうため、買取業者に来訪を頼んだそうです。

昨日、自宅に来た買取業者は、衣類にはほとんど興味を示さず、「洋服だけではガソリン代にもならない。貴金属はないか。」と言い出し、怖くなった母は、売るつもりがなかった指輪やネックレス等を出して、お金を受け取ってしまいました。買取業者が帰った後で冷静になってみると、ずいぶん安い金額で売ってしまい、また思い出の品でもあるので取り戻したいと言っています。今からでも取り戻すことは可能でしょうか。



消費者の自宅などを訪問して商品を買収する行為については特定商取引法に基づき、クーリング・オフ制度が定められています。契約書面を受け取った日から8日間は、購入業者に書面で通知することで無条件で契約を解除することができます。また、特定商取引法では消費者から要請がないのに突然訪問して買収の勧誘をすることを禁止しています。たとえ電話で衣類の買収を承諾していたとしても、貴金属の買収は承諾していないので、貴金属買収の勧誘をすると法律違反になります。頼んでいない物の買収を切り出されたときはきっぱりと断りましょう。

不要になった衣類や靴などはどこの家にもあり、つい

ついたら部屋を占領しています。悪質事業者はこうした不用品の買収をきっかけに家に上がり込み、貴金属を安く買収することを狙っています。特に自宅に多い高齢者は被害に遭いやすく、周囲の見守りも大切です。勧誘電話は固定電話にかかることが多いため、留守番電話の設定をして、かけてきた相手を確認してから電話に出ることや、自動通話録音装置を電話機に取り付けることも効果的です。不用品の処分はお住まいの区市町村でも行っていますので、回収方法を確認しておきましょう。何か困ったことがあれば、最寄りの消費生活センターに相談をしてください。

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155

情報
PickUp

不要な商品の勧誘は、 はっきり断りましょう!

突然自宅を訪問してきたり、電話をかけてきた事業者から不要な商品の購入などをしつこく勧誘され、根負けして契約してしまったといった高齢者の消費者トラブルが多く発生しています。

東京都消費生活条例では、勧誘を断っている消費者に対して、事業者が勧誘を行うことは禁止されています。また、消費者が勧誘を受ける意思があるかが不明瞭な場合は、事業者は勧誘をする前に消費者の意思を確認しなければいけません。

事業者の勧誘を望まないときは、はっきりと断りましょう。

勧誘を断りづらいときや、断っても事業者が勧誘をやめない場合は、ご家族やケアマネージャーさんなど、身近な人に相談しましょう。不安なときは、最寄りの消費生活センターに相談してください。

【相談窓口 ☎局番なし188 (いやや!)]



問い合わせ 東京都生活文化局 消費生活部 取引指導課 ☎03-5388-3073

東京くらしわーく No.255 平成30年9月1日発行

編集発行：東京都消費生活総合センター
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 TEL.03-3235-1157 FAX.03-3268-1505
デザイン：株式会社トライ 印刷：株式会社恒陽社印刷所 印刷物規格表第1類 印刷番号(29)81

東京都
消費生活
行政



ツイッター



フェイスブック



ぜひフォローしてください。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

270
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用